

令和3年1月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

令和3年1月21日（木） 午前10時30分

2 出席委員

新 倉	聡	教育長
荒 川	由美子	委員(教育長職務代理者)
澤 田	真 弓	委員
川 邊	幹 男	委員
元 木	誠	委員

3 出席説明員

教育総務部長	佐々木 暢 行
教育総務部総務課長	夏 目 久 也
教育総務部教育政策課長	古 谷 久 乃
教育総務部生涯学習課長	柳 井 栄 美
教育総務部教職員課長	平 石 拓 裕
教育総務部学校管理課長	二 見 裕
学校教育部長	米 持 正 伸
学校教育部教育指導課長	高 橋 直 樹
学校教育部支援教育課長	富 澤 真由美
学校教育部保健体育課長	山 崎 亨
学校教育部学校給食担当課長	坂 本 克 昭
中央図書館長	山 口 正 樹
博物館運営課長	高 橋 直 人
美術館運営課長	岡 本 剛 彦
教育研究所長	阿 部 優 子

4 傍聴人 4名

5 議題及び議事の概要

- 教育長 開会を宣言
- 教育長 本日の会議録署名人に荒川委員を指名した。

○ 教育長報告

(新倉教育長)

12月定例会から本日までの間の所管事項について報告をさせていただきます。  
お手元の教育長報告資料をご覧くださいと思います。

まず、1月7日付で新型インフルエンザ等対策措置特別法に基づいて、神奈川県に緊急事態宣言が発出されました。これを受けまして、神奈川県知事並びに県教育委員会教育長通知等が出されまして、1月7日から全学校につきまして、新たな感染対策に取り組んでいるところであります。

これらの状況によりまして、社会教育施設につきましても一部休館というような対応を取らせていただいているところであります。

なお、大きなところでは、本日、先ほど横須賀市総合教育会議を開催させていただきました。今後の計画案の策定の部分、それから、本日ご報告として一応方向性を定めさせていただきます給食費の決定並びに社会教育施設に関する考え方についての討議をさせていただいたところです。

社会教育施設に関しましては、本日すぐに議題とするわけにまだまいりませんでしたので、来月以降、これらについて討議をどのように行っていくかを含めまして、各委員の皆様のご意見をいただくつもりでおります。

それから、大変残念なことは、今日の報告にもございましたが、読書感想画展と児童生徒造形作品展を、それぞれ1月9日から開会をしたところですが、施設の休館を12日からとされたことによりまして、3日間だけの残念な開催になっております。これらにつきましても、その対応等も含めまして、本日ご報告をさせていただく予定でおります。

(質問なし)

日程第1 議案第1号『横須賀市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等  
に関する規則制定について』

教育長 議題とすることを宣言

(教育政策課長)

では、議案第1号『横須賀市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則制定について』ご説明いたします。

教育政策課から別途提出しております説明資料に基づきご説明いたします。

説明資料をご覧ください。

初めに、1、規則制定の趣旨ですが、昨年度、持続可能な学校教育の中で教育成果を維持し、公立学校における働き方改革を推進するための総合的な方策の一環として、文部科学省が公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法の一部改正を行い、教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を定めました。

併せて、服務監督権者である教育委員会にも、国の指針を参考に規則等を制定し、各学校における取り組みの実施状況を把握すること等が求められていることから、横須賀市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等について教育委員会規則を制定するものでございます。

2、規則の対象者は、給特法第2条に規定する教育職員で、横須賀市の場合は小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園の校長、副校長、教頭、総括教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、拠点校指導員、F L T、実習助手となります。

3、本規則における勤務時間の考え方につきましては、政令で定められた時間外勤務を命じることができる超勤4項目（校外実習等、修学旅行等、職員会議、非常災害）、これら4項目以外の業務、教材研究、部活動、児童生徒・保護者対応、地域対応などを行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を在校等時間とし、勤務時間管理の対象とします。

校外での勤務についても、職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している時間については、在校等時間に含めます。

4、上限時間につきましては、規則第3条に規定いたしましたが、在校等時間から正規の勤務時間を除いた時間の上限を1か月45時間以内、1年360時間以内として定めませんが、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により業務を行わざるを得ない場合は、1か月100時間未満、1年720時間以内としております。また、その場合であっても、連続する複数月の平均は80時間以内かつ45時間を超える月は年間6か月までとしております。この特別な事情につきましては、災害等が想定されます。

こちらの規則につきましては、本日議決をいただければ、令和3年4月1日の施行に向けて事務を進めたいと考えております。

以上で、議案第1号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

(川邊委員)

第2条の(1)ですけれども、幼稚園の校長、副校長とあるのですけれども、先ほどいただいた資料の中では、校長の後ろに(園長)というふうに入っているのです。それは入れなくていいのですか。

(教育政策課長)

校長、副校長というところで、校長については園長というふうに読み替えていただければと思います。

(新倉教育長)

私から1点だけ。

在校時間ということの捉え方なのですけれども、これは正直どういうふうに捉えていいのかなというのがあるのかなと思うのですが、例えば始業時間前の出勤が非常に早く来る方だとか、勤務が終わってから自己研さんのためにずっと残ってしまっているだとか、そういうことが今、非常に多いのかと思うのですが、それらも含めて学校にいる時間を在校時間等と全て定義するのですか。

(教育政策課長)

まず、在校等時間につきましては、朝、出勤したときから、帰り退勤するまでの時間のうち、休憩時間と、今、教育長のほうから指摘のありました、例えば自己研さんで朝早く来て専門書を読むとか、また、夕方、自分の業務が終わった後に、時間外勤務をするために夕食をするために時間を取るとか、そういった時間は除きまして、除いた時間を在校等時間としております。

(新倉教育長)

確認的に言うと、例えば今、8時15分から16時45分までが勤務時間だというふうに決められています。ただ、例えば中学校の部活で、朝の部活動があったら、8時15分前までの時間数が足されること、それから、16時45分を過ぎた後に、超勤4項目の時間外を使ったことと、それ以外に学校業務として行った時間外に相当するであろう時間というものを足したものを足して、在校時間というふうに捉えていいということですか。

(教育政策課長)

今、教育長からおっしゃっていただいたとおりでございます。

(新倉教育長)

これはもう実体験として各先生方もご承知かと思うのですが、各学校の先生方が学校にずっと長くいるということを捉えて、これまでずっと超過勤務だ、超過勤務だという論議がされてきたのですが、そこをもう少し業務内容ではつきりとさせた上で、労働基準法で言っているところの45時間を適用するのだと。それに対して、これは県費職員ですから、県が条例を定めたので、それに伴って市町村は直接的には人事権、給与権がありませんけれども、服務監督の関係があるので、市町村教育委員会がこの規則を定めなければいけないという、そのような仕組みだというふうに理解をしてよろしいですか。

(教育政策課長)

そのとおりでございます。

(澤田委員)

そうしますと、その勤務時間管理ですが、非常に難しくなるように思います。実際問題として、タイムカードを見ていくにしても、ここからは自己研さんの時間、ここからは勤務ということになるとどのように管理するのでしょうか。

(教育政策課長)

今回の規則制定に伴いまして、先生方の勤務時間というものは、客観的に把握できる方法で管理をしていかないとならないとされております。

現状なのですけれども、小・中学校ではICカードを導入している学校と、あと、マクロ化されたエクセルシートで出勤時、退勤時に入力することによって、在校等時間が記録される方法と、2通りの方法で時間管理をしております。そういった時間から、勤務でない部分については差し引くような作業が必要となりますけれども、そこにつきましては、やはり管理職がきちんと管理できるよう努めていかなければならないということで、それにつきましては、今後学校のほうに周知をしていきたいと思っております。

(荒川委員)

今までも勤務時間についてはいろいろな形で各学校に調査をお願いしたりして、私たちもその内容についてなども知る機会があったのですけれども、今後またこのように在校時間というようなこと、それから中身も先ほど出ていたような自己研さんの時間とか分かれるとなると、今後またそのような調査を行

う予定があるのでしょうかということをお聞きしたいと思います。

(教育政策課長)

この規則が施行されます令和3年の4月以降につきましては、毎月学校から報告をしていただくこととなります。

(元木委員)

この上限時間を超過してしまった場合、超過した職員に対して何か指導をしたり、医師と面談してもらおうといったことを行う予定はあるのでしょうか。

(教育政策課長)

上限時間を超過した場合には、必要に応じて学校長がその職員の方と面談を行うというようなことをやっていきます。また、現状でも1か月に時間外労働が100時間を超えていて、かつ疲労の蓄積が認められるような場合につきましては、産業医によります面談を勧奨するというようなことを行っております。

ほかに質問・討論なく、採決の結果、議案第1号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

教育長 報告事項を聴取することを宣言

報告事項(1)『国の緊急事態宣言(令和3年1月7日付)に伴う教育委員会の対応について』

(学校教育部長)

それでは、『国の緊急事態宣言(令和3年1月7日付)に伴う教育委員会の対応について』報告いたします。

まず、資料の1、学校関係の対応についてご説明いたします。

(1)の全校種にかかる対応においては、全ての市立学校は、緊急事態宣言期間中、感染予防対策を徹底し、教育活動を継続しています。

また、昼食(給食)時には、前向き状態で会話を控え、パーティションの活用等を引き続き実施し、飛沫拡散防止を図っています。

音楽等の授業においては、合唱やリコーダーの演奏等を行う際には、より飛沫拡散防止に留意し、場合によっては中止することも検討します。

学校行事については、校内における行事は感染予防を徹底したうえで実施し、

校外における行事は中止または延期としています。

続いて、(2)の校種別の対応ですが、幼稚園・小学校・特別支援学校において感染による臨時休校を行う場合には、必要な子どもに居場所が提供されないことがないように、居場所の確保に取り組んでまいります。

中学校においては部活動を中止し、高校入試については予定どおり取り組んでまいります。

高等学校においては、通学時の時差登校や短縮授業等は、県立高校の対応に準じることを基本としておりまして、特に通学時の交通機関の密を避けるため、8時35分からの始業時間を40分遅らせ9時15分からとし、授業は10分短縮の40分授業を実施しております。

部活動についても、県立高等学校の対応に準じることとし、週3日、90分以内で平日のみの実施としております。

入試については、予定どおり実施してまいります。

また、その他として、読書感想画展、児童生徒造形作品展、児童生徒書写作品展など、教育委員会主催行事につきましては1月12日以降中止としました。

続きまして、2、社会教育施設の対応についてをご覧ください。

社会教育施設は、国の緊急事態宣言の発出による市の方針に基づき、令和3年1月12日から令和3年2月7日まで臨時休館及び開館時間の短縮を行っております。臨時休館の対象施設は、自然・人文博物館、ヴェルニー記念館、馬堀自然教育園、天神島臨海自然教育園、駐車場を除く美術館、図書室を除く生涯学習センターです。なお、美術館の駐車場及び生涯学習センターの図書室は、通常どおり利用できます。

また、中央、北、南図書館は、令和3年1月14日から令和3年2月5日までの間、開館時間の短縮を行っております。木・金曜日の夜間開館は中止し、開館時間を午前9時半から午後5時20分までとしています。併せて1月12日以降、社会教育施設で開催を予定していた市主催の講演会、講座等は、市の方針に基づき中止または延期としました。

以上で、国の緊急事態宣言に伴う教育委員会の対応についての報告を終わります。

(川邊委員)

緊急事態宣言に伴うということになってはいますが、緊急事態宣言が解除になった場合にはどういう対応をされるのでしょうか。

(学校教育部長)

この措置につきましては、2月7日までが緊急事態宣言ということで、国の

ほうでうたわれておりますので、そこを目途にどうしていくかということは、また近づいてまいりましたら検討し、お知らせをしていくこととしております。

## 報告事項（２）『新型コロナウイルス感染症にかかる市立学校等の対応について』

（学校教育部長）

それでは、『新型コロナウイルス感染症にかかる市立学校等の対応について』報告いたします。

資料１、本年度の市立学校における状況については、PCR検査等の結果、陽性となった児童生徒及び教職員等と、当該校の対応について記載しております。

２ページから３ページにかけての表の通し番号19番以下30件が、本日の時点での新規報告事項でございます。

２ページの通し番号19番のケースでは、保健所の調査等のために、12月17日から18日までの２日間臨時休校を行いました。臨時休校の間に保健所が濃厚接触者の検査を行い、全て陰性が確認されたことから、12月21日より学校を再開しました。

通し番号23番のケースでは、保健所の調査等のために、12月24日から25日までの２日間臨時休校を行い、その間に保健所が濃厚接触者の検査を行いました。また、12月28日に保健所がクラスター対策の検査を記載のとおり実施いたしました。検査の結果は全て陰性でした。当該校は12月26日から1月6日まで冬休みに入りました。

続いて、通し番号24番のケースでは、保健所の調査等のために、12月25日を臨時休校とし、保健所が濃厚接触者の検査を行い、検査の結果は全て陰性でした。当該校は12月26日から冬休みに入りました。

通し番号25番のケースでは、保健所の調査のために12月25日を臨時休校とし、校内に濃厚接触者はなしという結果でした。26日からの冬休みにその後入っております。

以上、４件以外のケースにつきましては、ご覧のとおり保健所の調査により学校内に濃厚接触者なしと判明したことから、臨時休校は行っておりません。

４ページをご覧ください。

２、今後の感染予防対策についてですが、先ほど報告事項の１で報告しました内容を、1月8日付で全ての市立学校に通知し、1月12日からは教育委員会のホームページにも公開しております。現在、各学校においては、この通知に

示されている横須賀市立学校の教育活動における新型コロナウイルス感染症対策マニュアルに基づき、感染予防対策を徹底して教育活動を行っております。

以上で、新型コロナウイルス感染症にかかる市立学校等の対応についての報告を終わります。

(元木委員)

ここ最近、非常に感染者が多くなってきておりますが、保護者から休ませたいといった申出はありますでしょうか。

(学校教育部長)

現在、実際に保護者から休ませたいと休んでいる児童生徒がいるということは把握はしております。そういった方が若干いらっしゃるという実態はございます。

(元木委員)

そういった児童生徒に対して、何か支援したりとかということは行っているのでしょうか。

(学校教育部長)

具体的には、まずそういった申出がありましたら、出欠席に関しては欠席扱いにはしないといったことを保護者のほうに伝えてございます。また、学習の支援につきましては、それぞれの学校で定期的に学習課題のやり取りなどを、保護者を通じて行って、子どもが家で行ったものをまた学校で添削したりなどしながら学習支援を進めているといった実態でございます。

### 報告事項（3）『小学校及び中学校の給食費について』

(学校給食担当課長)

報告事項の『小学校及び中学校の給食費について』をご覧ください。

先ほどの総合教育会議の結果を踏まえた教育委員会事務局としての今後の取組の予定についてご報告したいと思います。

1、審議会答申及び総合教育会議の協議結果についてですが、(1)小学校及び中学校給食の給食費に関する検討経過について、表に記載のとおり、横須賀市学校給食運営審議会において2回審議していただき、答申を経て本日の総合教育会議に諮らせていただきました。

(2) 答申の要旨について。

①小学校給食費については、現状の給食費を据え置くこととし、②中学校給食の給食費の設定については、栄養価、県内他市町村、全国の改定状況、物価傾向等、様々な角度から審議した結果、次のページの別表のとおり、太枠内の中学校生徒教職員の欄に記載のとおりとされました。

③附帯意見として、中学校給食の開始にあたり、想定される課題を抽出し、教職員や保護者と連携し解決策を講ずることの内容です。

1 ページおめくりください。

(3) 総合教育会議の協議結果について、市長と教育委員会が協議した結果、中学校給食の給食費については答申のとおりとすることで意見が一致いたしました。

2、今後の取組方針について。

中学校給食の具体的な開始日確定後、関連規則等の整備を6月までに行う予定です。具格的には(1)平成29年に制定した横須賀市給食条例について、中学校で完全給食を実施することを定めましたが、具体的な開始日については保留としているため、その開始日を定めるための規則を別途制定いたします。また、横須賀市給食条例施行規則内の中学校給食費等に関する箇所を改正いたします。いずれの規則も市長決裁となりますので、規則の改正等にあたり改めて教育委員会定例会に諮らず、今回の協議結果に従い、市長の決裁により改正することとなります。

次に、(2) 保護者への給食費等の周知を4月以降行ってまいります。

そして、(3) 答申の附帯意見にありました中学校給食開始にあたり想定される課題を抽出し、教職員と保護者と連携し、適切な対策を講じてまいりたいと思っております。

3、スケジュール概要については、ただいまご説明した取り組みに関するスケジュール表となります。

以上で、報告を終わります。

報告事項(4)『行事等の結果について』

ア 第32回全日本高校デザイン・イラスト展の結果について

(教育指導課長)

第32回全日本高校デザイン・イラスト展の結果についてご報告いたします。

9月の地区審査会、10月の全国審査会を経て、市立横須賀総合高等学校が団体で全国1位となる文部科学大臣賞を受賞いたしました。これで、横須賀総合

高校は、団体として2年連続5度目の最高位賞の受賞となります。

個人では、1,300点を超える応募作品の中で、内閣総理大臣賞や実行委員長賞など、計11作品が入賞、入選を果たしました。特筆すべきは美術部員の活躍だけにとどまらず、リキテックス賞の河野りささんは、美術部外の授業の作品が入賞を果たしたということです。資料に掲載している作品は、内閣総理大臣賞を受賞した3年生の岡山奈央さんの作品です。今後も横須賀市の子どもたちが切磋琢磨し、お互いに高め合いながら、ますます活躍することを期待したいと思います。

以上で、第32回全日本高校デザイン・イラスト展の報告を終わります。

(澤田委員)

大変すばらしいことだと思っております。

この作品は、一般に見られるように、何か考えていらっしゃるのでしょうか。

(教育指導課長)

具体的には、いつこの展覧会を開くというのはまだ決まっておりませんが、何らかの形での公開はあるかと思えます。その辺はまだ定かではございません。

#### イ 第73回児童生徒造形作品展及び第31回読書感想画展の結果について

(教育指導課長)

1月に行われました教育委員会主催第73回児童生徒造形作品展、第31回読書感想画展についてご報告いたします。

緊急事態宣言の発令に伴い、2つの展覧会は予定より期間を短縮して、3日間のみで開催といたしました。特に造形作品展は、当初25日までの開催を予定しておりましたので、3日間の開催となることで多くの来場者が予想されましたが、大きな混乱もなく無事終了することができました。なお、横須賀美術館のホームページに、昨日、展示の様子が公開されました。

また、読書感想画展も、予定より1日短縮されましたが、開催期間中は例年どおり児童生徒のご家族も多く来場し、子どもたちと本について語り合うほほ笑ましい場面が見られました。今後、読書感想画展についても、展示の様子を教育委員会のホームページに掲載していく予定です。

今年度は、学校休校期間もあり、例年と同じカリキュラムで授業を実施することが難しかったため、提出される作品の数が、減少等が懸念されましたが、

多くの学校から子どもたちの思いの詰まった作品が提出されました。今後も学校の先生方と協力しながら、児童生徒の豊かな心の育成につながる行事を開催してまいります。

以上で報告を終わります。

(新倉教育長)

1点、確認をしたいのですが、児童造形作品展は、美術館のホームページだけでしか見られないのですか。

何が言いたいかというと、本来ならば、保護者の方は、その学校のホームページにアクセスすれば、そこから見られるようでないかと、どこにあるのだから、そこまでたどり着かなくてはいけないわけですよね。それというのは無駄だと思っているので、美術館のホームページで、あるいは教育委員会のホームページだということではなくて、全てがきちんとリンクしていて、身近なところで常に見られるというふうに考えると、誰に見てもらいたいかというと、お子さんたちと保護者だとすれば、自分の学校のホームページに行けば、そこからきちんとすぐにリンクができるのだということは、ぜひ考えていただきたいなと思うのです。

その意味では、私たちは誰にPRしたいかというと、常に、自分のところのサーバーに載せたからということではないということだけは、確実に表現をしていただきたいなと。

お子さんとか保護者は、教育委員会のホームページを直接見たり、美術館のホームページを見たりとか直接しないわけで、むしろ学校に関することは学校のホームページにたどり着けば全てが分かるという、そういう仕組みにしてもらわないと、意味がないのかなというふうに私は思うので、そこは少し検討していただきたいなと思います。

(教育指導課長)

今、教育長がおっしゃられたように、各学校には、今、美術館のホームページに掲載されていますというお知らせのみが掲載されておりますので、これからバナーを貼り付ける等検討してまいりたいと考えております。

(新倉教育長)

では、併せて読書感想画の件につきましても、同じように処理をしていただきたいと思います。

(荒川委員)

出品された作品がこのような形で皆さんの、多くの方の目に触れるということは、とてもいいことだなというふうに思います。

ただ、例えば生のものがやはり見てみたいと思うような作品も多くあるわけです。そういったものに関しては、例えば学校に返された後に、校内だけでも展示するような機会を設けて、その学校の児童生徒たちが見られるような環境にさせていただけるということも、次につながるのかなというふうに思いますので、そのあたりも少し各学校への声かけなどをしていただけたらありがたいなというふうに思います。

意見です。よろしく願いいたします。

(教育指導課長)

今回は期間が短く、本物に触れるということが本当に少ない機会でしたので、今、ご意見をいただいたように、校内での展示も考えてまいりたいと思います。

(理事者報告なし)

(委員質問なし)

## 6 閉会及び散会の時刻

令和3年1月21日(木) 午前11時10分

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡